

2月18日(木) 18:30~20:30



会場：静岡県評会議室

第108回定例研究会

だれでも参加できます

労働条件の明示義務 及び 労働条件の変更

報告者：加茂 大樹 氏（弁護士）

これからの企画

◆第109回定例研究会

- ・日時…3月17日(木)
18:30~
- ・会場…静岡県評会議室

◆春のセミナー

- ・日時…4月30日(土)
13:30~
- ・会場…静岡労政会館
「非正規労働者の賃金闘争と
生活保障—シングルマザー
の実態より」(案)
藤原 千沙 氏 (法政大学)
中澤 秀一 氏 (静岡県立
短期大学) 他

賃金の切り下げを言われたら

会社側からの一方的な通告で、賃金の切り下げが言われる場合があります。賃下げの理由としては、会社の業績悪化、賃金制度の変更、労働者の仕事上の問題に対する処分、評価の引き下げに伴う降格等、様々です。

しかし、労働条件の変更は労働者と使用者の合意が必要です。もちろん、その前提として賃金等の労働条件が明示されていなければなりません。労働者が賃金の切り下げに同意をしたり、長期間にわたり賃金が切り下げられても文句を言わずに受領していると「黙示の承諾」があったとされてしまいます。

不合理な賃金の切り下げに対しては、きちんと抗議し、同意できないことを主張する必要があります。その上で、どのような対応手段があるのか、労働組合や弁護士等に相談して、有効な行動をとっていくことが必要です。